

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正による令和7年10月1日からの「就労選択支援事業」の実施に伴い、「すみだ障害者就労支援総合センター条例」の一部を改正する。

2 事業内容

「就労選択支援事業」とは、働く力と希望のある障害者の個々の特性等を分析し、自分に合った就労先や働き方の選択を支援する事業である。これまでは、同様の事業として「就労アセスメント」を就労移行支援事業所「ゆめたまご すみだ」で実施してきたが、今回の改正で、原則1か月間の支給決定を受けて行う障害福祉サービスとして制度化し、障害者の社会参加への機会の充実を図る。

3 対象者

就労継続支援事業所（※①）又は就労移行支援事業所（※②）を利用する意向を有する者若しくは現在利用している者

（就労継続B型事業所は、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者及び就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者は除く。）

※①就労継続支援事業所とは、一般企業等に雇用されることが困難な者に対し、生産活動の機会の提供等を行う事業所で、雇用契約を結び働いて最低賃金以上の収入を得る「A型」と、雇用契約を結ばずに作業等を行い工賃を得る「B型」の2種類がある。

※②就労移行支援事業所とは、「一般企業等」に雇用されることが可能と見込まれる者に対し、就労に必要な訓練等を行う事業所である。

4 実施場所

就労移行支援施設「ゆめたまご すみだ」

（すみだ障害者就労支援総合センター内）

5 事業効果

就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に選択することが可能となり、障害者の自立した日常生活又は社会生活の実現に寄与する。

6 施行期日

令和7年10月1日